

ISPSコード(船舶と港湾施設の保安のための国際コード)
に基づく

船舶保安システム

審査の案内

(日本籍船舶用)

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会
船舶管理システム部

2018年11月(第13回改訂)

改訂記録

日付	改訂	主な変更点
2004年6月	初版	新規制定
2005年1月	第1回改訂	<ul style="list-style-type: none"> - SSP承認時の提出文書のうち、船舶保安評価報告書を2部(会社用及び本船用)に変更した(7.2.1及び7.2.3.2)。 - SSP承認時に承認したことを証す書類(Form MS-LOA)を発行することを明確化した(7.2.2)。 - 誤字、脱字等修正した SSP の取扱いを明確化した(7.2.3.2)。 - SSP改訂承認時に承認したことを証す書類(Form MS-LOA-AMD)を発行することを明確化した(7.2.3.3)。 - 臨時 ISSC 発行のための審査に際する確認事項を改訂した(8.2.1)。 - 初回、定期的及び臨時審査における船舶保安警報装置設置確認のための審査について追加した(8.5)。
2006年1月	第2回改訂	SSASに関する SSP改訂承認の手続きを変更した(8.5.4)。
2006年3月	第3回改訂	臨時 ISSC 発行のための審査に際し、承認を求めするために SSP を本会に提出していることを示す書類を提出して頂くことにしました(8.3.2.1/ Form MS-QSA)。
2006年5月	第4回改訂	<ul style="list-style-type: none"> - 日本籍船舶の SSP 承認業務を支部(日本国内に限る)へ変更した(7.1, 7.2.3.1, 7.2.3, 8.5.4)。 - ISPS Code の適用下限である 500 トンの測度方法について TM69 の適用になる場合を明記(3)
2006年7月	第5回改正	- 中間審査時の船舶警報通報装置のテストの取り扱いについて
2007年2月	第6回改訂	承認を必要としない SSP の改訂の取り扱いを新設。
2010年3月	第7回改訂	海事保安審査員の呼称を海事管理審査員に変更した。 STCW の SSO の資格証明及び SSAS の取替え・修理後の確認を追加した。
2011年6月	第8回改訂	お問い合わせの連絡先の「情報センター」を削除、電話/Fax 番号を変更した。
2011年7月	第9回改訂	欠陥があった場合の取り扱いを変更した。 SSAS の設置後の最初の審査以降の定期的審査での発信テストの確認方法を変更した。
2012年4月	第10回改訂	SSP 承認及び船舶審査の申込書の新たな書式を追加した。
2012年8月	第11回改訂	SSP 承認及び船舶審査の旧申込書及び質問表の書式を削除した。
2017年9月	第12回改訂	オンライン審査申込サービス(e-Application)を追加した。 SSP の改訂承認及び改訂の届出の際の提出書類を変更した。
2018年11月	第13回改訂	SSP 承認及び船舶審査申込時の提出文書を変更した。

本会各支部又は事務所の所轄範囲については

本会が半年毎に発行しております“DIRECTORY”をご覧ください。(なお、“DIRECTORY”の最新版は、本会のホームページから入手可能です)

この『審査の案内』に関するお問合せは、下記にお願い致します。

日本海事協会 船舶管理システム部

電話:03-5226-2173 / Fax:03-5226-2174

e-mail : smd@classnk.or.jp

目次

1.	はじめに	1
2.	略語の説明	1
3.	適用船舶	2
4.	証書	2
5.	船舶保安システム審査の種類と実施時期	2
6.	審査の申込み用紙	3
7.	船舶保安規程/船舶保安計画(SSP)の承認	3
7.1	申込み	3
7.2	初回の承認	3
8.	船舶審査	5
8.1	申込み	5
8.2	初回審査、中間審査及び更新審査	6
8.3	臨時船舶保安証書(臨時ISSC)発行のための臨時審査	7
8.4	その他の臨時審査	8
8.5	初回、定期的及び臨時審査における船舶保安警報装置(SSAS)の確認	9

1. はじめに

本会は、日本籍船舶のうち、旅客船を除く総トン数 500 トン以上の国際航海に従事する船舶並びに移動式海底資源掘削船に適用する「船舶保安システム規則」を制定し、日本政府により「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく船級協会(認定保安団体として登録されております。以下に、日本籍船舶の審査並びに日本国政府による証書発給に係わる手続きにつき、ご案内致します。

本「審査の案内」は、本会のホームページに掲載しております。小冊子としての印刷、配布は行っておりませんのでご了承下さい。

「審査の案内」: (http://www.classnk.or.jp/hp/pdf/activities/statutory/isps/handbook_J.pdf)

また、自己診断用の各種チェックリスト(SSP 承認用、船舶審査用)及び審査の申請書式をホームページに掲載し、オンラインで審査を申し込めるサービス(e-Application)も行っておりますので、ご参考にして下さい。

各種チェックリスト: <http://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/statutory/isps/index.html>

審査の申請書式: http://www.classnk.or.jp/hp/ja/download/dl_appli.aspx

e-Application: <http://www.classnk.or.jp/hp/ja/activities/portal/e-appli.html>

2. 略語の説明

ISPS Code:	International Ship and Port Facility Security Code 船舶と港湾施設の国際保安コード 正式名称は、The International Code for the Security of Ships and of Port Facilities といい、『船舶と港湾施設の保安のための国際コード』といいます。
ISSC:	International Ship Security Certificate 船舶保安証書〔国際船舶保安証書〕
SSP:	Ship Security Plan 船舶保安規程〔船舶保安計画〕
SSA:	Ship Security Assessment 船舶保安評価
CSO:	Company Security Officer 船舶保安統括者〔会社保安職員〕
SSO:	Ship Security Officer 船舶保安管理者〔船舶保安職員〕
RSO:	Recognized Security Organization 認定保安団体
DOC:	Document of Compliance 適合書類(ISMコード)
SMC:	Safety Management Certificate 安全管理証書(ISMコード)

法律用語と NK 訳(外国船舶用)の違いがあるものについては NK 訳を上記〔 〕内に併記した。
法律: 「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」
(平成 16 年 法律第 31 号)

省令: 「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則」
(国土交通省令第 59 号)

規則: 本会の「船舶保安システム規則」(2004 年 6 月 8 日国土交通大臣 認可、
2009 年 10 月 23 日改正)

3. 適用船舶

本会が行う船舶保安システムの審査は、日本籍船舶であって国際航海に従事する下記の船種に適用されます。

- .1 旅客船を除く総トン数 500トン*以上の船舶
- .2 移動式海底資源掘削船

(*注: SOLAS 条約証書におけるトン数の適用にあたっては、1969 年トン数条約(TM69)発効以前に建造されていた船舶は従来の国内法によるトン数測度が認められておりました。しかしながら、2005 年 5 月の IMO の決定を受けた 2006 年 2 月 6 日の法律改正を受けて、本規則の適用にあたっては TM69 による測度に基づいた総トン数で適用下限となる 500 トンを決定することになっております。)

なお、日本籍船舶の場合、船舶保安システムは船級登録の要件となりますので、船級の維持のためには船舶保安システム登録が維持されていることも条件の一つとなります。

4. 証書

船舶保安証書(ISSC)は、日本国政府から発給されます。本会が発行する審査記録書及び日本国政府への報告書の写し(省令に基づき、原本は本会から船舶所有者所在地官庁に提出します。)を添え、船舶審査を実施した場所の地方運輸局(省令による船舶所在地官庁)に申し込んで下さい。

なお、日本籍船舶の場合、会社が船舶の管理を取りやめた場合のように、規則第 2 章第 2.3 項に定められた場合には船舶保安システム登録が削除となりますので、船級登録も削除となります。そして法律第 13 条第 6 項に基づき、ISSC はその有効期間が満了することになります。

5. 船舶保安システム審査の種類と実施時期

審査には次の種類があります。

(1) 船舶保安規程/船舶保安計画(SSP)の承認

初回の承認

改訂時の承認

(2) 船舶審査

初回審査: 船舶に初めて ISSC を発行する審査

更新審査: 5 年を超えない期間で実施する ISSC を更新する審査

中間審査: 2 回目と 3 回目の審査基準日(注 1)の間で実施する審査

臨時審査: 次の審査があります

a. 臨時船舶保安証書(臨時 ISSC)発行のための臨時審査

b. 船舶警報通報装置(SSAS)等の性能に影響を及ぼすおそれのある改造又は

- 修理を行ったときに行う臨時審査
- c. 船舶保安規定/船舶保安計画(SSP)の大きな改訂に伴う再承認後に行う臨時審査
 - d. 指定事項を解消するための臨時審査
 - e. 船舶の要目(船名など)の変更に伴う臨時審査
 - f. その他の臨時審査

注1

審査基準日とは、ISSCの有効期間の満了日に相当する毎年の日をいいます。

6. 審査の申込み用紙

審査の申込みには所定の申込書式、ISM 審査申込書と併用の「安全管理システム及び船舶保安システム船舶審査申込書」(Form APPLI-CSA-j 又は Form APPLI-CSA)、SSP 承認申請用の「船舶保安計画・船舶保安規程(SSP)の承認及び改訂の届出の申込書」(Form MS-APPLI-SSP-j)を使用して下さい。

同書式は弊会のホームページよりダウンロードすることができます。

(http://www.classnk.or.jp/hp/ja/download/dl_appli.aspx)

7. 船舶保安規程/船舶保安計画(SSP)の承認

7.1 申込み

SSP の初回の承認又は承認済み SSP の改訂による再承認申込みは、日本国内の本会の支部・事務所に提出して下さい。

7.2 初回の承認

7.2.1 提出文書

初回のSSP承認の申込みに際しては、次の文書を提出して下さい。

- | | | |
|----|-------------------------------------------------|-----|
| .1 | 申込書 (Form MS-APPLI-SSP-j) | 1 部 |
| .2 | 船舶保安規程/船舶保安計画(SSP) | 2 部 |
| .3 | 船舶保安評価(SSA)の報告書 | 2 部 |
| .4 | 船舶保安統括者(CSO)の訓練証明書の写し | 1 部 |
| .5 | 有効なISMコードの適合書類(DOC)の写し | 1 部 |
| .6 | 履歴記録(CSR)の写し又は船舶所有者(船舶管理人、船舶借入人)の名称及び住所が記載された書類 | 1 部 |
| .7 | 船舶警報通報装置(SSAS)の構造及び配置図 | 1 部 |
| .8 | 立入り制限区域の配置図 | 1 部 |

ただし、SSPに含まれている文書は、重複して提出する必要はありません。

なお、次の文書が SSP に含まれていない場合には、上記に加えて提出が必要です。

- 1 船舶保安統括者(CSO)と船舶保安に関連する他の陸上要員の責任と権限を規定した会社の手順書及びその組織図
- 2 会社が、CSO、船舶保安管理者(SSO)及び船長に対し、船舶の保安に関連する職務と責任を遂行するために、必要な支援を提供することを示す宣言書
- 3 下記に関する最新の情報が記載された文書
 - i) 船舶の乗組員を指名する責任を負っている者
 - ii) 船舶の使用を決定する責任を負っている者
 - iii) 船舶が契約により雇い入れられている場合にはその契約者

7.2.2 文書審査

提出された文書を審査し、SSPがISPSコードに適合している場合に、SSPを承認します。適合していない場合には、書面では正をお願いすることになります。承認したSSPを2部(本船用及び会社用)とSSAを返却します。本船には本船用のSSPとSSAの写しを保管し、会社には会社用のSSPとSSA原本を保管して下さい。

なお、本会には承認印(Approved)を押印したSSPの表紙、改訂記録及び目次の写し、SSAの表紙の写しのみを保管し、承認したことを証する書類(Form LOA / Approval of Ship Security Plan)を発行します。

7.2.3 承認済 SSP の改訂による再承認

7.2.3.1 申込み

SSP の下記「軽微な変更」を除く改訂は、SSAS の規定を含め再承認を必要としますので、日本国内の本会の支部・事務所に申し込んで下さい。

なお、「軽微な変更」とは下記を言います。

- a) 操練の実施に際しての関係者との連絡及び調整に関する事項
- b) CSOの選任に関する事項
- c) SSOの選任に関する事項
- d) その他本会が船舶の保安に支障がないと認める事項

軽微な変更該当する改訂を行う場合には本会に届け出ていただく必要があります。

7.2.3.2 提出文書

(A) 承認済 SSP の改訂承認の申込みに際しては、次の文書を提出して下さい。

- | | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 申込書 (Form MS-APPLI-SSP-j) | 1部 |
| 2 | 改訂版の SSP 表紙、改訂記録、目次 | 2部 |
| 3 | 改訂した個所が含まれている旧版の当該ページ | 1部 |
| 4 | 改訂版の当該ページ | 2部 |
| 5 | 改訂した SSP の基となった SSA の報告書(注2) | 2部 |

- | | | |
|----|-------------------------------------------------|-----|
| .6 | 有効な ISM コードの適合証書(DOC)の写し | 1 部 |
| .7 | 船舶保安統括者(CSO)の訓練証明書の写し | 1 部 |
| .8 | 履歴記録(CSR)の写し又は船舶所有者(船舶管理人、船舶借入人)の名称及び住所が記載された書類 | 1 部 |

注2

初回の承認と同様に、改定時にも SSA は可能な限り現場保安検査(On-scene security survey)を含めて実施し、報告書に取り入れて下さい。

なお、SSP 中の誤字、脱字等を修正し再承認をご要望される場合、上記.2 から.4 の文書を日本国内の本会の支部・事務所に提出して下さい。

(B) 軽微な改訂承認の届出

次の文書を提出して下さい。

- | | | |
|----|---------------------------|-----|
| .1 | 申込書 (Form MS-APPLI-SSP-j) | 1 部 |
| .2 | SSP の表紙(変更があれば) | 2 部 |
| .3 | 目次(変更があれば) | 2 部 |
| .4 | SSP の改訂記録 | 2 部 |
| .5 | 改訂した個所が含まれている旧版の当該ページ | 1 部 |
| .6 | 改訂版の当該ページ | 2 部 |

7.2.3.3 文書審査

提出された文書を審査し、改訂された SSP の個所が ISPS コードに適合している場合に SSP を再承認します。再承認したページを船舶に備え置かれている SSP に差し替えて下さい。

なお、改訂版を承認したことを証する書類(Form LOA-AMD/ Approval of Amendments to Ship Security Plan)を発行し、改訂記録を添付します。軽微な改訂の届出を受理した場合には、提出された文書を審査し、改訂された SSP の個所が承認を必要とする内容ではないことを確認し、改訂されたページには弊会に届出があったことを記すため各ページに捺印し返却します。船舶に備え置かれている SSP の当該ページを差し替えて下さい。

また、改訂版の届出を受領した旨の通知書(MS-SSP-NOTE)を作成しますので、SSP とともに保管して下さい。

8. 船舶審査

8.1 申込み

船舶審査の申込みは、審査を受ける予定の港の最寄りの支部又は事務所に提出して下さい(本会本部では受付ることができませんのでご注意下さい)。

なお、当該船舶又は審査を受ける港の保安レベルが 3 の場合、審査を円滑に実施することが困難なため、申込みを受理することができません。また、入渠中若しくは係船中等、通常の運航状態でない船舶に対しては、原則として臨時 ISSC 発行のための臨時審査及び SSAS 確認のた

めの臨時審査を除き、審査を実施することができませんのでご注意ください。

8.2 初回審査、中間審査及び更新審査

8.2.1 提出文書

初回審査、中間審査及び更新審査の申込みに際しては次の文書を提出して下さい。

- | | | |
|----|-----------------------------------------------------|-----|
| .1 | 申込書 (Form APPLI-CSA 又は Form APPLI-CSA-j) | 1 部 |
| .2 | 有効な ISM コードの安全管理証書(SMC)の写し | 1 部 |
| .3 | 主官庁が発行した SSO の STCW 条約第 6-5 規則の規定に基づく証明書 | 1 部 |
| .4 | 履歴記録 (CSR) の写し又は船舶所有者 (船舶管理人、船舶借入人) の名称及び住所が記載された書類 | 1 部 |

8.2.2 船舶審査

8.2.2.1 審査を受ける港の最寄りの本会支部又は事務所(以下「担当支部」という。)の海事管理審査員(以下「審査員」という。)が訪船し、あらかじめ送付しています審査計画に沿って、船長、SSO、特定保安従事者(もしも指名されていれば)そしてその他の乗組員等へのインタビュー、記録の確認、船内の保安措置の確認等を行います。

8.2.2.2 初回審査若しくは更新審査において、保安措置若しくは保安システムに不遵守(NC)が見出された場合は、当該審査において不合格となり、審査を完了できませんので、次の港で合格するまで審査を継続することになります。

8.2.2.3 中間審査若しくは臨時審査において、保安措置に欠陥があること、保安システムが機能していないこと等が判明した場合は、その是正を求めます。もしも直ちに是正できない場合は、保安システムを機能させるため3ヶ月以内実施する是正計画(Corrective Action Plan)の提出を2週間以内に会社に求め、審査をした審査員が妥当と判断した場合には審査が完了します。その是正計画の実施の確認は次回の定期的審査で確認します。また、審査員がその是正処理の確認のため臨時審査が必要と判断した場合は『指定事項解消のための臨時審査』を要求します。

8.2.2.4 『指定事項解消のための臨時審査』を要求された場合、指定された期日までに指定事項が解消されないときは、船舶保安証書は失効しますのでご注意ください。

8.2.2.5 審査の立会者として、SSP に精通した陸上要員又は本船乗組員を指名して審査に立合せて下さい。

8.2.2.6 初回審査に先立って、少なくとも1回の保安操練を実施しておいて下さい。実施されてなければ審査時に実施していただくこととなります。

- 8.2.2.7 保安業務に関する内部監査及び見直しは、少なくとも1年に1回実施し、記録を船上に保管しておいて下さい。
- 8.2.2.8 本会が審査時に発行します審査記録書の写しは、会社と船上で少なくとも5年間保管して下さい。
- 8.2.2.9 審査記録書の写しは、極めて機密性の高い情報が記載されていることから、不正なアクセス若しくは開示を避けて下さい。

8.3 臨時船舶保安証書(臨時 ISSC)発行のための臨時審査

8.3.1 提出文書

臨時 ISSC 発行のための臨時審査の申込みに際しては、次の文書を提出して下さい。

- | | | |
|----|--------------------------------------------------------------|-----|
| .1 | 申込書 (Form APPLI-CSA 又は Form APPLI-CSA-j) | 1 部 |
| .2 | もしあれば、有効な ISM コードの安全管理証書(SMC) 若しくは暫定安全管理証書 (Interim SMC) の写し | 1 部 |
| .3 | 主官庁が発行した SSO の STCW 条約第 6-5 規則の規定に基づく証明書 | 1 部 |
| .4 | 履歴記録 (CSR) の写し又は船舶所有者(船舶管理人、船舶借入人)の名称及び住所が記載された書類 | 1 部 |

8.3.2 船舶審査

臨時 ISSC 発行のための臨時審査は、担当支部の審査員が訪船し、次の事項を確認します。これらの事項全てを確認できなかった場合は、審査を完了することはできませんのでご注意ください。

- 1 保安に責任を有する乗組員等が SSP に規定されている職務と責任に習熟していること。
- 2 SSO が適切な訓練を受けていること。
- 3 省令第 16 条第 1 項の要件が規定されている SSP が船上に備え置かれ、本会に承認を求めるために提出されている、若しくは承認されていること。
- 4 SSP に規定されている操練が少なくとも 1 回実施されている、又は実施する計画を出航前に CSO 若しくは SSO が立案していること。
 なお、審査の申込み時に SSP を提出していることを示す書類(例えば本会が発行します Schedule for Review and Approval of SSP (Form MS-SPA) の写しを提出して下さい(質問表 MS-QSA に注記しています)。
- 5 SSP に規定されている保安装置が保守システムに取り入れられていること及び保守システムに従って維持されていること。
- 6 SSP に規定されている全ての保安と監視装置が運用されており、目的とする運用に適

していること。

- .7 SSASは下記事項を確認します。
 - a) SSAS 発信テスト
 - b) SSAS 効力試験
- .8 船上に有効な適合書類 DOC(暫定 DOC を含め)の写しが備え置かれていること及び有効な SMC(暫定 SMC を含め)を所持している、若しくは所持しようとしていることを確認します。

8.4 その他の臨時審査

8.4.1 提出文書

臨時審査の申込みに際しては、次の文書を提出して下さい。

- | | | |
|----|---------------------------------------------------|-----|
| .1 | 申込書 (Form APPLI-CSA 又は Form APPLI-CSA- j) | 1 部 |
| .2 | 有効な ISM コードの SMC 若しくは暫定 SMC の写し | 1 部 |
| .3 | 主官庁が発行した SSO の STCW 条約第 6-5 規則の規定に基づく証明書 | 1 部 |
| .4 | 履歴記録 (CSR) の写し又は船舶所有者(船舶管理人、船舶借入人)の名称及び住所が記載された書類 | 1 部 |

8.4.2 指定事項解消のための臨時審査

上記 8.2.2.4 を参照下さい。審査範囲は、原則として、指定事項に関連する部分のみとします。

8.4.3 SSP 再承認後の臨時審査

SSP の大幅な改訂、制限区域や保安措置の変更があった場合、本会が SSP の再承認を行った後 3 ヶ月以内に、改訂部分の運用状況を確認する臨時審査を申請して下さい。審査範囲は、原則として、改訂に関連する部分のみとします。

8.4.4 船名等の要目に変更となった場合の臨時審査

船名が変更となった場合、審査員が訪船して臨時審査を行います。この臨時審査では、SSAS の情報としての船名の書換え、SSP が改訂されていることなどを確認します。

- 8.4.5 日本政府が要求する臨時審査 日本政府が追加の臨時審査を要求することがあります。その場合は、日本政府が要求した背景を勘案した上で、審査範囲を決定してお知らせします。

8.4.6 SSAS の取替え・修理後の確認のための臨時審査

下記 8.5.2 を参照下さい。

その他臨時審査に関し、具体的な審査内容等につきましては、最寄りの本会支部、事務所又は本部にお問い合わせ下さい。

8.5 初回、定期的及び臨時審査における船舶保安警報装置(SSAS)の確認

- 8.5.1 SSAS 設置後、本会が承認した無線業者により、SSAS が国土交通省令第59号、第6条(注3)の規定に適合していることを試験し、SSAS の適合性を示す報告書を作成し本船に備え置いて下さい。

注3：国土交通省令 第59号

第6条 法第五条第二項の国土交通省令で定める船舶警報通報装置の設置に関する技術上の基準は、次に掲げる基準とする。

1. 次に掲げる情報を速やかに海上保安庁に送信できるものであること。
 - イ 国際航海日本船舶の船名、国際海事機関船舶識別番号その他の当該国際航海日本船舶を特定することができる情報
 - ロ 国際航海日本船舶に対する危害行為が発生したことを示す情報
 - ハ 国際航海日本船舶の位置を示す情報
 2. 船舶警報通報装置の作動を停止させるまで前号に掲げる情報を継続的に送信するものであること。
 3. 航海船橋及びそれ以外の適当な場所において第一号に掲げる情報の送信を操作できるものであること。
 4. 誤操作による第一号に掲げる情報の送信を防止するための措置が講じられているものであること。
 5. 他の船舶に第一号に掲げる情報を送信しないものであること。
 6. 可視可聴の警報を発しないものであること。
- 二 前項に定めるもののほか、船舶警報通報装置の設置に関する技術上の基準の細目は、国土交通大臣が告示で定める。

- 8.5.2 SSAS の設置後、最初の審査では下記を確認します。

1. SSAS の規程が SSP に含まれていること。
2. 上記 8.5.1 で作成された報告書を確認します。
3. 海上保安庁への SSAS 発信テストに立会します。
4. ISPS コード A 部 9.4.17 及び 9.4.18 の要件に適合していることを確認します。

- 8.5.3 その後の定期的審査(初回審査、中間審査及び更新審査)において、下記事項を確認します。

1. ISPS コード A 部 10.1.10 で要求されている、SSAS の保守、校正、試験の記録を確認します。
2. 海上保安庁への SSAS 発信テストの結果を確認します。(設置時、初回及び更新審査時に海上保安庁への発信テストを実施。中間審査においては、会社への発信テストを実施。)
3. ISPS コード A 部 9.4.17 及び 9.4.18 の要件に適合していることを確認します。